茨城県毒物劇物保安協会会則

(名 称)

第1条 本会は、茨城県毒物劇物保安協会と称する。

(目

第2条 本会は、会員相互の有機的連携のもとに、関係諸機関との連絡調整を図り、毒物劇物による危害防止とその適正な取扱いに万全を期するとともに、業界の振興と地域の発展に寄与することを目的とする。

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 毒物劇物関係情報の提供

 - (2) 国及び県並びに関係機関との連絡調整
 - (3) 研修会等の開催
 - (4) 会員事業発展のための調査研究(5) 会員の親睦

 - (6) その他本会の目的達成のため必要な事項

第4条 本会事務所は、会長所属の事務所内に置く。

- 第5条 本会の会員は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員 県内に製造所、営業所又は事業所等を有する毒物劇物製造業者、輸入業者及び運送事業者等であって本会の目的に賛同し、入会した者
 - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同した者

(会費)

- 第6条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。
- 2 本会の会費は、年額15,000円とする。
- 3 納入された会費は、返還しないものとする。

第7条 会員になろうとするものは、理事会の承認を得なければならない。

第8条 会員が退会しようとするときは、会長に届出なければならない。

- 第9条 本会には、次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長
 - 2名 10名(会長及び副会長を含む。) (3) 理 事 (4) 監 事
 - 2名

(役員の選任)

- 第10条 理事、監事は、総会において正会員の中から選任する。 2 会長、副会長は、理事の互選による。

- 第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 理事は、理事会を構成し、会務を審議執行する。 4 監事は、会務並びに会計を監査する。

(役員の任期)

- 第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなけ ればならない。

(顧 問)

- 第13条 本会は、顧問をおくことができる。 2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応ずるものとする。

- 第14条 会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 会議は、会長が招集し議長となる。

(会議の議事録)

- 第 14 条の2 会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所

- (2) 構成員の現在数
- (3)総会にあたってはその総会に出席した会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の 数及び氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

(総 会)

- 第15条 通常総会は、毎年1回開催する。 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の3分の2以上から会議の目的たる事項を示して 請求があったときなり、 エクロの2分の1以上の世界がなければ、関合せてこれができない。
- 3 総会は正会員をもって構成し、正会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の権能)

- 第16条 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 会則の変更に関する事項
 - (2) 事業計画及び予算に関する事項
 - (3) 事業報告及び決算に関する事項
 - (4) 会費の賦課に関する事項
 - (5) その他本会の運営に関する重要な事項

(理事会)

- 第17条 理事会は、会長、副会長及び理事により構成し、監事は、理事会に出席して意見を述べることがで きる。
- 2 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(理事会の権能)

- 第18条 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会で委任された事項
 - (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - (4) その他会長が認める必要事項

(議決の方法)

第19条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同欠のときは、議長の決するところによ

(表決の委任)

- 第19条の2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委 任することができる。この場合において、第15条第3項及び第19条の規定の適用については、出席したも のとみなす。
- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として表決を委任すること ができる。この場合において、第17条第3項及び第19条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 第20条 本会は、部会を設けることができる。 2 部会の設置、運営については、理事会で定める。

第21条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解

第22条 本会の解散は、総会において、正会員の4分の3以上の同意を必要とする。

第23条 本会の会務を処理するため、事務局をおくことができる。

- 1 この会則は、平成4年2月25日から施行する。 2 この会の設立当初の役員は、第10条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第12条の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。 3 この会の設立初年度の事業計画及び収支決算は、第16条並びに第18条の規定にかかわらず、設立総会の
- 定めるところによる。
- 4 この会の設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、設立日から平成4年3月31日までとす

(付 則) (第1次改正)

この会則は、平成4年5月22日から施行する。

(第2次改正)

この会則は、平成23年7月29日から施行する。